

小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第15号

小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年小牧市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定又は指定の更新を受けた旨の表示)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条の見出しを「(雑則)」に改め、同条を第5条とする。

様式第1から様式第4までを削る。

(小牧市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 小牧市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年小牧市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定又は指定の更新を受けた旨の表示)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とし、第7条を第4条とする。

第8条中「様式第6」を「様式第1」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「様式第7」を「様式第2」に改め、同条を第6条とし、第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

第12条の見出しを「(雑則)」に改め、同条を第9条とする。

様式第1から様式第5までを削る。

様式第 6 中「第 8 条、第 10 条」を「第 5 条、第 7 条」に改め、同様式を様式第 1 とする。

様式第 7 中「第 9 条」を「第 6 条」に改め、同様式を様式第 2 とする。

(小牧市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 3 条 小牧市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 30 年小牧市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（指定又は指定の更新を受けた旨の表示）」に改め、同条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、法第 79 条の 2 第 1 項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条の見出しを「（雑則）」に改め、同条を第 5 条とする。

様式第 1 から様式第 4 までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に第 1 条の規定による改正前の小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、改正後の小牧市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

(小牧市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日前に第 2 条の規定による改正前の小牧市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、改正後の小牧市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

(小牧市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行の日前に第3条の規定による改正前の小牧市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、改正後の小牧市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。